

1 環境パフォーマンス指標をモニタリングする意義

1.1 企業の環境配慮活動に関する情報提供が企業評価に与える影響

地球温暖化、オゾン層の破壊、廃棄物問題等といった環境問題の重要性が広く認識されるようになり、企業のステークホルダーにおいても、企業の環境配慮活動に高い関心を示し、それらに関する情報提供を求めている。

企業は、取引先及び消費者に対して商品・サービスを提供するとともに、様々な情報を提供している。これらの情報は、ステークホルダーに対して直接伝達されるほか、NGO、研究機関、マスコミ等によって加工され、企業の環境評価や環境格付けといった形で伝達されることもある。

これらの情報等に基づき、環境配慮企業であると評価された場合のステークホルダーの対応を図1-1に示す。ここでは、ステークホルダーとして企業外部のみを対象とし、従業員や労働組合といった企業内部のステークホルダーは対象外とした。

株主や投資家の場合、当該企業の株を購入したり、当該企業が組み込まれている投資信託（エコファンド、SRI（Socially Responsible Investment、社会的責任投資）ファンド）を購入する可能性がある。金融機関では、環境リスクが小さいと判断し、貸付金利や保険料を優遇する可能性がある¹。行政では、企業が資金調達や施設整備を行う際に何らかの優遇・支援策を実施する事例もある。地域住民では、企業活動に対する理解が深まり、企業にとっては、事業リスクの軽減につながるというメリットがある。取引先からは、率先的な環境配慮活動を実施していることが同業他社との差別化要因として認識され、企業にとっては、事業機会の創出につながる可能性もある。消費者では、当該企業からの製品やサービスの購入を拡大する可能性がある。

企業の環境配慮活動に関する情報提供が企業評価に影響することを証明する研究事例も出てきている。日引ら（2003）は、ISO14001の認証取得をした企業では、市場価値が11%～14%程度向上することを統計的に実証した。また、栗山ら（2001）は、企業が実施する環境対策を株主がどう評価するかについて定量的な検討を行い、温室効果ガスの排出量を1%削減すれば、2,000円程度の株価を57.6円押し上げると試算している。

このように企業が自社の環境配慮活動について情報を提供することは企業評価にプラスの効果をもたらすと考えられる。このため、企業では、自主的な環境配慮活動を効果的に進めるとともに、環境パフォーマンス指標を活用して、企業活動が環境に与

¹ 具体例として、融資の際にISO14001の認証取得等を条件に、優遇金利を適用する制度を設けている銀行（海外）があるほか、国内でもISO14001の認証取得により賠償責任保険料の割引を行っている損害保険会社がある。

える影響を的確に把握し、ステークホルダーに対して情報提供していくことが求められる。

一方、企業が日常的に適切な情報提供を行わず、法律違反や事故を起こした場合、企業に対する信頼性が損なわれ、企業の評価が低下し、企業の存続に関わる場合もある。なお、企業は法律違反や事故といったネガティブな情報を提供することに一般に消極的であるが、このような情報提供は、必ずしもマイナス評価につながるとは限らず、質、量ともに充実した情報（法律違反や事故の内容だけにとどまらず、それらの原因や今後の対策まで含めた情報）が迅速に提供されれば、プラスの評価を得ることも可能である。

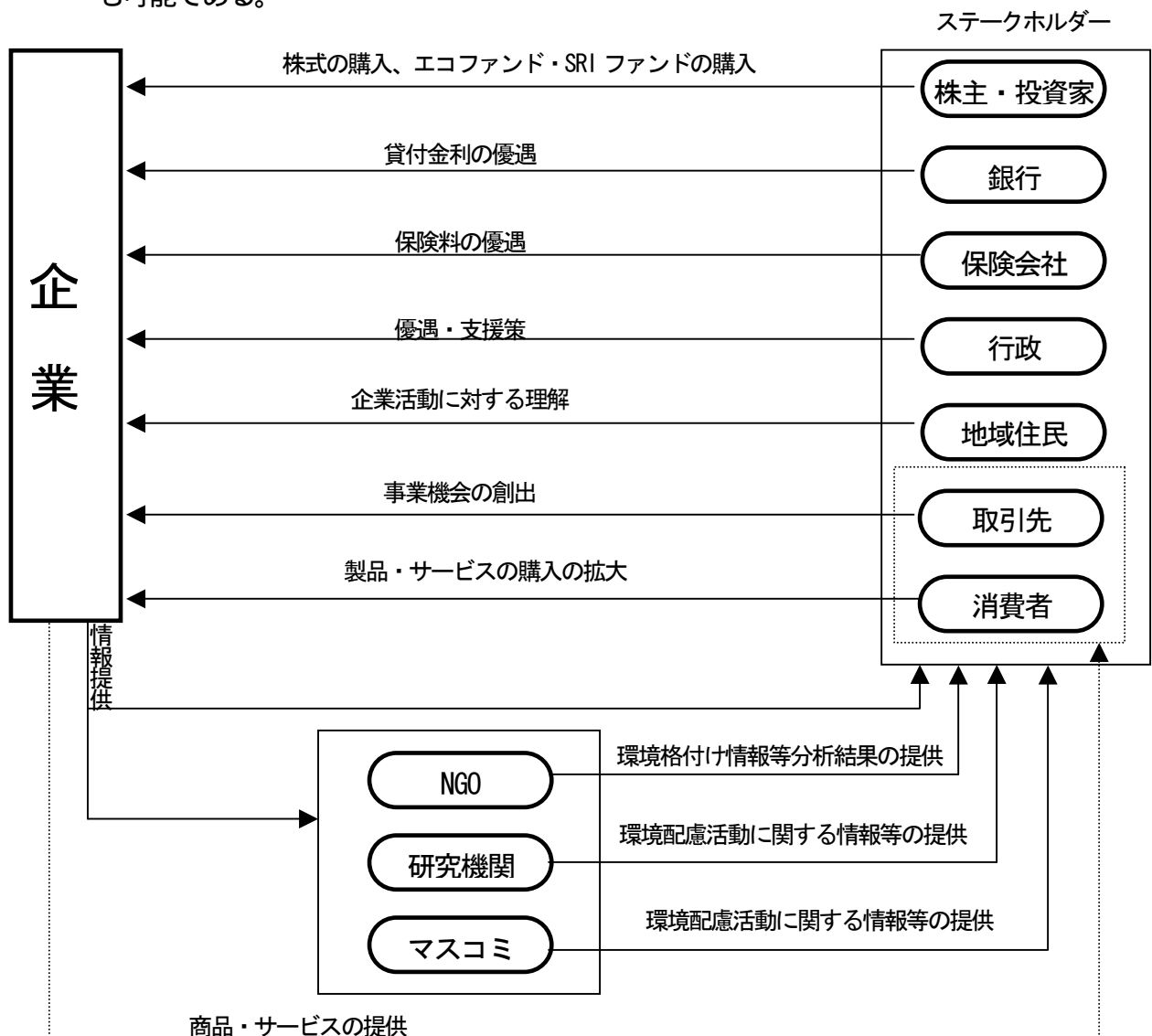


図1-1 企業の環境配慮活動に関する情報提供が企業評価に与える影響

参考文献

- ・ Akira Hibiki, Masato Higashi, Akimi Matsuda : "Determinants of the Firm to Acquire ISO14001 Certificate and Market Valuation of the Certified Firm"、東京工業大学社会工学専攻ディスカッションペーパー03-06(2003)
- ・ 栗山浩一、國部克彦、羽田野洋充：「LCA データの経済的評価と環境会計への応用 投資家対象コンジョイント分析による評価」、第12回廃棄物学会研究発表会講演論文集(2001)

1.2 環境パフォーマンス指標に関連するビジネス上のリスクやメリット

「環境パフォーマンス指標」は、事業者が自らの事業活動が環境に与える影響、環境への負荷やそれに係る対策の効果（環境パフォーマンス）等を的確に把握、評価する際に必要なデータセットと位置付けられる。

「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 -（以下、「ガイドライン」）」では、環境パフォーマンス指標を、地球温暖化対策の推進、物質循環の確保、資源循環型社会の形成を念頭に置いた「コア指標」と事業の特性に応じて事業者が必要に応じて選択する「サブ指標」とに区分している。事業者が取り組むべき指標の優先度も提示されているが、事業者の環境に配慮した事業活動を促進するには、事業者が各指標をモニタリングする意義を明確に意識する必要があると考えられる。

そこで、「ガイドライン」に示されている各環境パフォーマンス指標について、対応する環境法規制（指標の測定・報告等を義務付けている法律）、各指標に関連するビジネス上のリスク・メリットを整理した。その結果を表 1 - 1 に示す。

各環境パフォーマンス指標に対応する環境法規制については、モニタリングの必要性から、当該指標の測定・行政への報告等を義務付けている法律（ ）、当該指標の規制値を定めている法律（ ） 法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要性が生じる法律（ ）への分類も行った。また、ビジネス上のリスクについては、各指標に関連して実際に生じた事例を表中に示すとともに、各事例の概要を表 2 - 2 に示す。

環境パフォーマンス指標をモニタリングする第一の意義として、環境法規制への対応があげられる。地球温暖化の防止、健康被害の軽減や生態系の保全等の視点から、様々な環境負荷データの測定や行政への報告等が義務づけられており、企業はこれに適切に対応することが求められる。

第二の意義としては、ビジネス上のリスクの低減があげられる。近年、企業の事業活動の展開に対して環境配慮が市場に参加する上での要件の一つとなってきたため、環境への不適切な対応に起因して、操業停止あるいはステークホルダーからの苦情、損害賠償請求といったリスクが発生する可能性がある。さらに、これらのリスクは企業イメージの悪化や市場からの退場等企業に致命的な影響を与える恐れもある。また、EPR（Extended Producer Responsibility、拡大生産者責任）が強化され、今後企業が対応しなければならない環境配慮が拡大する傾向にあるため、これらの配慮活動に事前に取り組むことはリスク回避につながると考えられる。各企業では、ビジネス上のリスクを低減するためにも環境パフォーマンス指標をモニタリングしていくことが求められる。

第三の意義としては、コストの削減、事業機会の創出等ビジネス上のメリットの獲

得があげられる。資源生産性の向上や廃棄物の削減等に努めることはコストの削減に直結し、企業の経営状況を改善させる要素となる。このため、環境パフォーマンスの改善という意識ではなく指標をモニタリングしてきた企業も多いが、先進的な環境配慮企業では、環境に関する取組を企業のブランド価値として確立し、新規顧客の開拓等事業機会の創出につなげているケースも見られる。また、ステークホルダーからの情報開示に対する要求が高まっていることから、その要求に応えることで企業のイメージ向上といったビジネス上のメリットにつながる可能性もある。各企業では、ビジネス上のメリットを獲得するためにも環境パフォーマンス指標をモニタリングしていくことが求められる。

表1 - 1 環境パフォーマンス指標に関連する法律及びビジネス上のリスク・メリット

(1) オペレーション指標

		指標の測定・報告等を義務付けている法律	指標に関連するビジネス上のリスク	指標に関連するビジネス上のメリット
インプット	総エネルギー投入量 (ジュール)	省エネルギー法 (燃料等の使用量)	-	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー投入量の削減によるコスト削減
	投入エネルギーの内訳 (購入電力、化石燃料、新エネルギー、その他)			
	総物質投入量 (トン)	-	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象化学物質の混入 <p>【実例1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパにおけるゲーム機へのカドミウム混入 出荷一時停止 (営業利益に与える影響は約 60 億円の見通し) 	<ul style="list-style-type: none"> 物質投入量の削減によるコスト削減
	資源の種類 (金属、プラスチック、ゴム、等)			
投入時の状態 (部品・半製品・製品・商品、原材料、補助材料、容器包装材料)				
その他指標 (循環資源、枯渇性天然資源、更新性天然資源、化学物質、グリーン調達)				
水資源投入量 (立方メートル)	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 水資源投入量の削減によるコスト削減 	
水源の内訳 (上水、工業用水、地下水、海水・河川水、雨水)				
アウトプット	温室効果ガス排出量 (トン - CO ₂)	-	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書への対応として、今後、京都議定書対象 6 物質の排出量の把握及びその削減が求められるリスク 	-
	京都議定書対象 6 物質の排出量 (CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆)			
	排出活動の内訳 (事業エリア内でのエネルギー消費、輸送に伴う燃料使用、廃棄物処理、工業プロセス、その他)			
	化学物質排出量・移動量 (トン)	大気汚染防止法 (カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物の排出量) ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイオキシン類の排出量) PCB 廃棄物適正処理特別法 (PCB 廃棄物の量) PRTR 法 (指定化学物質の排出量及び移動量)	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理上のリスク (化学物質漏出事故が発生するリスク等) 化学物質の適正管理が顧客のグリーン調達基準等になることによる取引停止等のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の適正管理が顧客のグリーン調達基準等になることによる事業機会の創出
PRTR 対象物質排出量・移動量				
その他管理対象物質排出量				
総製品生産量又は総製品販売量 (トン)	容器包装リサイクル法 (対象容器包装の製造量・使用量)	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減に資する製品・サービス、環境ラベル認定等製品の生産量・販売量に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応 容器包装使用量の削減によるコスト削減 	
重量以外の単位による生産量又は販売量				
環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産量又は販売量				
環境ラベル認定等製品の生産量又は販売量				
容器包装使用量				

斜体は実際に生じた実例 (以降は事件によって事業者が被った損害)

- : 当該指標の測定・報告等を義務付けている法律
- : 当該指標の規制値を定めている法律
- : 法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要性が生じる法律

表1 - 1 環境パフォーマンス指標に関連する法律及びビジネス上のリスク・メリット

(1) オペレーション指標

		指標の測定・報告等を義務付けている法律	指標に関連するビジネス上のリスク	指標に関連するビジネス上のメリット
アウトプット	廃棄物等総排出量(トン) 廃棄物最終処分量(トン)	廃棄物処理法(多量排出事業者の場合:産業廃棄物発生量、自己直接再生利用量、自己直接埋立処分又は海洋投入量、自己中間処理量、自己中間処理残さ量、自己中間処理後再生利用量、自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量、直接委託及び自己処理後委託処分量) 廃棄物処理法(多量排出事業者の場合:特別管理廃棄物発生量、自己直接再生利用量、自己直接埋立処分量、自己中間処理量、自己中間処理残さ量、自己中間処理後再生利用量、自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量、直接委託及び自己処理後委託処分量) 食品リサイクル法(食品廃棄物等の発生量)	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の不適正処理、不法投棄に起因する操業停止 ● 廃棄物の不適正処理、不法投棄に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 【実例2】 ● 青森・岩手県境不法投棄 廃棄物の撤去措置 業務停止処分 【実例3】 ● 使用済み家電の不法輸出 勧告	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物排出量削減による処理費用削減
	廃棄物等の処理方法の内訳(再利用、再生利用、熱回収、単純焼却、最終処分、その他) 廃棄物等の種類の内訳(有価物、一般廃棄物、産業廃棄物、うち特別管理産業廃棄物)			
アウトプット	総排水量(m ³)	水質汚濁防止法(BOD、COD等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質汚濁に起因する操業停止 ● 水質汚濁に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 【実例4】 ● 鉛を高濃度で含む未処理排水の長内川への放流 排水の一時停止	<ul style="list-style-type: none"> ● 総排水量削減によるコスト削減
	排水先の内訳(公共用水域、下水道) 水質(BODまたはCOD)			

斜体は実際に生じた実例(以降は事件によって事業者が被った損害)

- : 当該指標の測定・報告等を義務付けている法律
- : 当該指標の規制値を定めている法律
- : 法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要が生じる法律

表1 - 1 環境パフォーマンス指標に関連する法律及びビジネス上のリスク・メリット

(1) オペレーション指標

		指標の測定・報告等を義務付けている法律	指標に関連するビジネス上のリスク	指標に関連するビジネス上のメリット
水資源投入量	事業者内部での水の循環的利用量	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道利用量の削減によるコスト削減
大気への排出	SO _x 排出量	大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に起因する操業停止 大気汚染に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 	-
	NO _x 排出量	大気汚染防止法		-
	排出規制項目 (SO _x , NO _x , ばいじん、ダイオキシン類等) 排出濃度	大気汚染防止法 (SO _x , NO _x , ばいじん等の排出濃度) ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイオキシン類の排出濃度)		-
	指定物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) 排出濃度	大気汚染防止法 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出濃度)		-
	騒音、振動	騒音規制法 振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動に起因する操業停止 騒音・振動に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 	-
	悪臭	悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭に起因する操業停止 悪臭に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 	-
水域への排出	窒素、燐	水質汚濁防止法 (窒素又は燐の含有量)	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に起因する操業停止 水質汚濁に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 <p>【実例5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引地川水系におけるダイオキシン類汚染事業者の指名停止 	-
	排水規制項目 (健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類、トリハロメタン生成能) 排出濃度	水質汚濁防止法 (健康項目の排出濃度、生活環境項目の排出濃度) ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイオキシン類の排出濃度)		
廃棄物の排出	事業者内部で再使用された循環資源の量	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 資源の循環利用によるコスト削減
	事業者内部で再生利用された循環資源の量	-	-	
	事業者内部で熱回収された循環資源の量	-	-	

斜体は実際に生じた実例 (以降は事件によって事業者が被った損害)

- : 当該指標の測定・報告等を義務付けている法律
- : 当該指標の規制値を定めている法律
- : 法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要性が生じる法律

表1 - 1 環境パフォーマンス指標に関連する法律及びビジネス上のリスク・メリット

(1) オペレーション指標

		指標の測定・報告等を義務付けている法律	指標に関連するビジネス上のリスク	指標に関連するビジネス上のメリット
製品等	製品群毎のエネルギー消費効率	省エネルギー法（特定機器のエネルギー消費効率）	-	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ性の向上による販売量の増加
	CO ₂ 排出総量（当年出荷製品全体について推計）	-	<ul style="list-style-type: none"> EPR の考え方にに基づき、今後、出荷製品の CO₂ 排出総量の把握及びその削減を求められるリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 出荷製品の CO₂ 排出総量に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	製品群ごとの再使用・再生利用可能部分の比率	-	<ul style="list-style-type: none"> EPR の考え方にに基づき、今後、製品群ごとの再使用・再生利用可能部分の比率の把握及びその向上を求められるリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 製品群ごとの再使用・再生利用可能部分の比率に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	使用済み製品、容器・包装の回収量	家電リサイクル法（特定家庭用機器廃棄物の回収量）	-	-
	回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び各々の率	家電リサイクル法（特定家庭用機器廃棄物の再商品化量等） 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の実施量）	-	-
ストック汚染	土壌・地下水・底質（ダイオキシン類）汚染状況	土壌汚染対策法（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地の土壌汚染の状況、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の土壌汚染の状況） ダイオキシン類対策特別措置法（土壌・地下水・底質中のダイオキシン類の濃度）	<ul style="list-style-type: none"> 土壌・地下水等の汚染に起因する操業停止 土壌・地下水等の汚染に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 	-
土地利用	緑化・植林、自然修復面積	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化によるビルの冷却効果 土地利用に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
その他の環境リスク	化学物質保有量	-	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理上のリスク（化学物質漏出事故が発生するリスク等） 化学物質の適正管理が顧客のグリーン調達基準等になることによる取引停止等のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の適正管理が顧客のグリーン調達基準等になることによる事業機会の創出

斜体は実際に生じた事例（以降は事件によって事業者が被った損害）

：当該指標の測定・報告等を義務付けている法律

：当該指標の規制値を定めている法律

：法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要性が生じる法律

表 1 - 1 環境パフォーマンス指標に関連する法律及びビジネス上のリスク・メリット

(2) 環境マネジメント指標

		指標の測定・報告等を義務付けている法律	指標に関連する ビジネス上のリスク	指標に関連する ビジネス上のメリット
環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステム(EMS)構築事業所の数	-	<ul style="list-style-type: none"> EMS 構築が顧客のグリーン調達基準等になることによる取引停止等のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> EMS 構築が顧客のグリーン調達基準等になることによる事業機会の創出
	ISO14001 認証取得件数	-	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001 認証取得が顧客のグリーン調達基準等になることによる取引停止等のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001 認証取得が顧客のグリーン調達基準等になることによる事業機会の創出
	環境保全に関する研修の実施回数と受講人数	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関する研修の情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	環境監査の種類毎(内部環境監査、外部環境監査)の回数	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境監査に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計(DfE)等の研究開発	省エネルギー基準適合製品数	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計(DfE)等の研究開発に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応 事業機会の創出
	解体、リサイクル、再利用又は省資源に配慮した設計がされた製品数	-	-	
	主要製品のライフサイクル全体からの環境負荷の分析評価(LCA)の結果	-	-	
	環境適合設計等の研究開発に充当した研究開発資金	-	-	
環境会計	環境保全コスト	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全コスト・効果の把握による環境への取組の効率化 環境会計に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	環境保全対策に伴う経済効果	-	-	

斜体は実際に生じた事例(以降は事件によって事業者が被った損害)

: 当該指標の測定・報告等を義務付けている法律

: 当該指標の規制値を定めている法律

: 法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要が生じる法律

表1 - 1 環境パフォーマンス指標に関連する法律及びビジネス上のリスク・メリット

(2) 環境マネジメント指標

		指標の測定・報告等を義務付けている法律	指標に関連するビジネス上のリスク	指標に関連するビジネス上のメリット
グリーン購入	環境配慮型製品・サービス等の購入量又は金額	-	-	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	低公害車、低燃費車の導入台数	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 低燃費車の利用による燃料コストの削減 低公害車、低燃費車の導入による税の軽減
環境コミュニケーション及びパートナーシップ	環境報告書又はサイト単位の環境レポートを発行している事業所の数	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境コミュニケーション及びパートナーシップに関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	環境関連展示会等への出展回数	-	-	
	顧客からの問い合わせ件数	-	-	
	環境関連広告・宣伝件数	-	-	
	ステークホルダー・ダイアログの開催回数・参加人数	-	-	
	地域社会に提供された環境教育のプログラムの実施回数・参加人数	-	-	
	地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の回数・参加人数	-	-	
利害関係者と協力して実施した、上記以外の活動の回数・参加人数	-	-		
環境に関する規制遵守	違反件数、事故件数、罰金額	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境法に関する規制違反、事故に起因する操業停止 環境に関する規制違反、事故に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する規制遵守の情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応

斜体は実際に生じた事例（以降は事件によって事業者が被った損害）

：当該指標の測定・報告等を義務付けている法律

：当該指標の規制値を定めている法律

：法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要が生じる法律

表 1 - 1 環境パフォーマンス指標に関連する法律及びビジネス上のリスク・メリット

(2) 環境マネジメント指標

		指標の測定・報告等を義務付けている法律	指標に関連する ビジネス上のリスク	指標に関連する ビジネス上のメリット
安全衛生・健康	労働災害発生頻度、労働災害件数（事故件数）	-	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害に起因する操業停止 労働災害に起因するステークホルダーからの苦情、損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生・健康に関する情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	度数率	-		
	事業活動損失日数	-		
	強度率	-		
	健康 / 安全に係る支出額、一人当たり支出額	-		
環境に関する社会貢献	環境保全を進める NPO、業界団体への支援額、物資援助額	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する社会貢献の情報を提供することによるステークホルダーからの情報開示に対する要求への対応
	従業員の有給ボランティア活動の延べ参加人数	-	-	
	環境保全活動に関する表彰数	-	-	
	自社が関与している財団等の助成実績等	-	-	

斜体は実際に生じた事例（以降は事件によって事業者が被った損害）

：当該指標の測定・報告等を義務付けている法律

：当該指標の規制値を定めている法律

：法律への対応のため事業者が当該指標を測定する必要性が生じる法律

表 1-2 ビジネス上のリスクが顕在した実例

事 例	概 要	損 害
実例 1 ヨーロッパにおけるゲーム機へのカドミウム混入	<p>2001年10月、A社は、オランダ当局より、ヨーロッパ向けのゲーム機の周辺機器のコントローラーに、同国規制で許容されるレベルを超えたカドミウム（安全基準の20倍）を含有しているものがあるとの指摘を受け、約130万台の出荷を停止した。</p> <p>その後、使用時におけるユーザーの健康への悪影響がないことが確認され、不適合品を交換のうえ出荷を再開している。</p>	<p>出荷一時停止にともなうA社の当期連結売上高への影響は約130億円、交換コストを含めて当期の連結営業利益に与えるマイナスの影響は2002年3月31日時点で約60億円の見通し。（2002年2月時点のA社の発表による）</p>
実例 2 青森・岩手県境不法投棄	<p>1998年2月、青森・岩手県境で産業廃棄物約82万m³という大規模な不法投棄が見つかった。不法投棄の直接的な原因者である産業廃棄物処理業者と関係があったと思われる全国約10,600の排出事業者に対して委託状況に関する報告が求められ、このうち無許可の収集運搬業者に産業廃棄物の運搬を委託していた6社に対して、不法投棄物の撤去を命ずる措置が出された。</p> <p>措置命令を出された6社は、積み込み所在地の許可を有しない収集運搬業者への委託を行っており、“許可の正確な確認”という排出事業者としての責務を果たしていなかった。</p>	<p>無許可の業者に産業廃棄物の運搬を委託したとして、B社に対し産業廃棄物収集運搬の業務停止処分を出した。期間は青森県が30日間、岩手県が26日間。</p> <p>また、B社を含む4社が青森・岩手両県から委託基準違反で廃棄物撤去の措置命令を受け、廃棄物を撤去した。</p>
実例 3 使用済み家電の不法輸出	<p>C社及びD社において、家電リサイクル法に基づき引き取った廃家電の一部が製造業者等に引き渡されていなかった。両社が収集運搬を委託した産業廃棄物収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業の許可を持たない運送会社に再委託した疑いがある。</p> <p>環境省・経済産業省の調査により、C社において2003年12月末までに引き取られた約40万台のうち約580台が、D社において引き取られた約50万台のうち約8,300台が、製造業者等に引き渡されていない可能性があることが判明した。</p>	<p>D社については、収集運搬業者から連絡を受けた後、当局に報告する等の対応を行わなかったため、家電リサイクル法に基づき勧告が発せられた。</p> <p>C社については、収集運搬業者から事件の報告を受けた後、当局に相談の上、放置家電の処理を指示するなどの自発的な対応を行ったことを勘案し、嚴重注意された。</p>
実例 4 鉛を高濃度で含む未処理排水の長内川への放流	<p>ガラス製品等製造業E社の工場は鉛を高濃度で含むセラミック部品の研磨を1998年に開始。研磨で生じた排水を浄化処理せず、田老湾に注ぐ長内川に放流していた。</p> <p>岩手県の調査で2000年4月から10月までの平均で、鉛が環境基準（年平均1L当たり0.01mg以下）をわずかに上回る0.01mgとなったため、詳しく調べたところ、同工場の排水が原因と分かった。</p> <p>後日、工場出口で採取した排水からは、水質汚濁防止法の排水基準の830倍に相当する1L当たり83mgの鉛が検出された。</p>	<p>岩手県は、水質汚濁防止法に基づく改善命令および排水の一時停止命令を出した。同工場は県の指導を受けて排水の排出を停止し、操業は続けている。</p>
実例 5 引地川水系におけるダイオキシン類汚染	<p>2000年3月、F社の工場で、構内の廃棄物焼却炉の洗浄排水が未処理のまま引地川水系雨水幹線に放流され、ダイオキシンを排出していたことが判明した。</p> <p>焼却炉排水の受入施設（油水分離槽）が工場内の雨水管に誤接続されたことが直接的な原因であった。工事の際の図面が不備で施工確認も不十分であった上、雨水排水のモニタリングを十分に行っていなかったことが問題の発見を遅らせることとなった。</p>	<p>同工場は神奈川県からの指示を受けて焼却施設の運転・排水の排出を停止し、その後、流動床炉の廃止・撤去を表明した。</p> <p>法律上の重大な違反事実はなかったが、地域住民に不安をもたらしたことなどから、神奈川県及び藤沢市より勧告が発せられた。さらに、環境省より、文書による警告を受けた。</p>